







決 裁	議 長	局 長 等	次 長	リ ー ダ ー	担 当	合 議	
							

令和4年 11月 24日

養父市議会議長

西 田 雄 一 様

議員氏名 谷 垣 満

政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 活動月日 令和4年11月17日(木) 10:00~17:00
- 2 活動場所 京都経済センター
- 3 活動者氏名 谷垣 満
- 4 活動内容 「議会基本条例を理解し、  
効果の出る改革のツボを押さえる」受講  
講師：廣瀬 和彦氏 【(株)地方議会総合研究所代表】
- 5 活動成果

平成22年3月に定めた養父市議会基本条例について、改めて制定の趣旨や意義を理解し、今後の議会と議員活動に活かすことを目的に本講義を受講した。

基本条例は議会と議員の活動原則を示すと共に、議会改革の成果を発揮させるツールの1つである。養父市の基本条例は条文の構成等から、独自性や地域性を基に自ら作り上げた明確な指針となっている。見直しの重要性が示されるなかで、任期の初期段階で議員の相互理解と共有を図り、中期に見直しに取り組むことが有効であると感じられた。議会報告会や議会モニター制度、自由討議や文書質問など早期に取り組み継続している養父市議会においては、過去の経験や実績を踏まえ、更なる成果の向上が実現できる分野であると感じた。報告会、意見交換会の充実や付属機関の設置など講義における指摘を基にした改定や、新たな感染症の発生、BCP策定からつながる時代変化に対応した条文の追加など、見直しの機会を通じて認識と共有を深めることが重要であり、そのような取組の積み重ねによって、本条例策定の意義と成果が生まれるものと感じられた。

基本条例を定めた養父市議会の意思を受け継ぎ、見直しの機会を通じて、養父市議会基本条例に対する認識の深化と成果の実現に取り組みたい。

